

# 中部大学柔道部規約

制定 1964（昭和 39）年 4 月 1 日

## （名称）

第 1 条 本団体は「中部大学柔道部」と称する。

## （目的）

第 2 条 本団体は柔道の技術向上、柔道精神に則り人間形成を目的とする。

## （活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行なう。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 東海学生柔道連盟、愛知県学生柔道連盟等に関する大会への参加
- (2) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

## （組織構成）

第 5 条 中部大学の学生（大学院生を含む）を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

## （役員）

第 6 条 本団体に部長、副部長、会計、主務を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。役員は以下の任務とする。

- ・ 部長は部の運営を任務とする。
- ・ 副部長は部長を補佐し、支障のある時はその任務を代行する。
- ・ 主務は対外的交渉等を任務とする。
- ・ 会計は金銭の管理等を行うことを任務とする。

第 7 条 役員は総会において決定する。

## （顧問）

第 8 条 本団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、任期は特に定めない。

第 9 条 顧問が必要とした場合は、全日本柔道連盟公認の指導者資格を有する者（学外者）を指導者（監督）として置くことができる。

## （会計）

第 10 条 部員は活動のために部費（年額 3,000 円）を納めるものとする。不足する場合は別途徴収する。

第 11 条 会計年度は原則 4 月から 3 月までとし、年に一度、総会で承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第 12 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願いを提出する。

第 13 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願いを提出する。

第 14 条 部長は入部、退部を希望する部員に対して、速やかに手続を行うものとする。

(総会)

第 15 条 毎年度初めに総会を開催し、会計、役員等に関して承認を行う。ただし、役員、顧問が必要とする場合は年度初め以外の時期に臨時で総会を開催することができる。

第 16 条 承認には部員の半数以上の賛成を必要とする。

(規約の変更)

第 17 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 18 条 本団体の構成員全てが事故を未然に防ぐ意識を有し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 19 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 10 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 20 条 別途、規約以外の規則を定めることができる。

(中部大学柔道会)

第 21 条 部員で本学を卒業した者は、中部大学柔道会の正会員となる。

附 則

本規約は、1964 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、1969 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。